

審議事項（１）

倉吉市国民健康保険条例の一部改正について

【理由】

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）が公布され、令和7年度からの賦課限度額及び軽減判定所得基準額の見直し等が行なわれることから、倉吉市国民健康保険条例に所要の改正を行うものです。

【要旨】

- 1 基礎賦課限度額を現行の65万円から66万円に引き上げることとした。
(第16条の3・第21条・第21条の4関係)
- 2 後期高齢者支援金等賦課限度額を現行の24万円から26万円に引き上げることとした。
(第17条・第21条・第21条の4関係)
- 3 5割軽減及び2割軽減の軽減対象となる所得基準額の見直しを行うこととした。(第21条関係)
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 5 所要の経過措置を講じることとした。(附則第2項関係)

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額) 第16条の3 第9条の3の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第17条 第16条の4の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額) 第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>30万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属</p>	<p>(基礎賦課限度額) 第16条の3 第9条の3の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第17条 第16条の4の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額) 第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>29万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>54万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属</p>

者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第16条の4」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第17条の2」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする(第4項に掲げる場合を除く。)

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第16条の4」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第17条の2」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納

帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第16条の4」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第17条の2」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第4項に掲げる場合を除く。)

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第16条の4」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第17条の2」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納

付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の3の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) 略

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第16条の4」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第17条の2」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の3の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 略

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第16条の4」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第17条の2」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の3、第17条、第21条及び第21条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

審議事項（2）

令和7年度 国民健康保険事業特別会計 予算について

（単位：千円、％）

予 算 科 目	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較		
			増減額 (A) - (B) (C)	伸び率 (C) / (B)	
歳 入	1 国民健康保険料	658,232	658,491	△ 259	0.0
	2 使用料及び手数料	53	304	△ 251	△ 82.6
	3 国庫支出金	8,053	1	8,052	805,200.0
	4 県支出金	3,642,999	3,664,047	△ 21,048	△ 0.6
	5 財産収入	1,230	12	1,218	10,150.0
	6 一般会計繰入金 財政調整基金繰入金	415,466	414,605	861	0.2
		160,000	120,000	40,000	33.3
	7 繰越金	10,000	10,000	0	0.0
	8 諸収入	12,304	13,504	△ 1,200	△ 8.9
歳 入 合 計	4,908,337	4,880,964	27,373	0.6	
歳 出	1 総務費	123,412	154,345	△ 30,933	△ 20.0
	2 保険給付費	3,607,701	3,607,144	557	0.0
	3 国保事業費納付金	1,096,321	1,033,338	62,983	6.1
	4 保健事業費	59,769	58,391	1,378	2.4
	5 予備費	21,134	27,746	△ 6,612	△ 23.8
	歳 出 合 計	4,908,337	4,880,964	27,373	0.6

※年間平均被保険者数（見込み） R7：8,814人（R6：8,924人 110人減）

（1）歳入の主なもの

- ・国民健康保険料 658,232千円（前年比：±0％）
- ・県支出金 3,642,999千円（前年比：0.6％減）
- ・一般会計繰入金 415,466千円（前年比：0.2％増）
- ・財政調整基金繰入金 160,000千円（前年比：33.3％増）

（2）歳出の主なもの

- ・総務費 123,412千円（前年比：20.0％減）
- ・保険給付費 3,607,701千円（前年比：±0％）
- ・国保事業費納付金 1,096,321千円（前年比：6.1％増）
- ・保健事業費 59,769千円（前年比：2.4増）

特定健診未受診者勧奨3,829千円、糖尿病性腎症重症化予防事業 2,580千円、

【新規】健康セミナー3,151千円など

（3）基金残高見込額

令和7年度末 426,896千円

健康セミナー「健活くらし2025（仮称）」

倉吉市国民健康保険被保険者・倉吉市在住の後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣に関する正しい情報提供と運動習慣の獲得を目的としたセミナーを開催します。

主な内容

- ✓ 民間企業・専門家による講演会
- ✓ ピラティスやストレッチなどの体験
- ✓ ポケモンGoを活用したウォーキング体験
- ✓ eスポーツ体験によるフレイル予防



体験型中心
定員各50名

本セミナーは分析結果から2本柱で実施します

講演会

- **民間企業・専門家による講演会**
全国展開している民間企業に講師を派遣依頼し、運動によるダイエットの正しい知識や健康的な食事の選び方などのほか、専門家による生活習慣病や健診の必要性などを学ぶ
- **ピラティスやストレッチなどの体験**
講演会だけではなく、家の中でもできるような運動やトレーニングを学ぶ
- **ポケモンGoを活用したウォーキング体験**
継続して歩いてもらいたいことからウォーキングしながら楽しめるポケモンGoを活用し、実際に県立美術館まで歩く体験会を開催する
- **eスポーツ体験によるフレイル予防**
各コミュニケーションセンターで実施されるプログラムに接続し、継続して参加してもらえよう体験会を開催する

各ブース

- **健康測定機器による健康状態の見える化**
国保連より体組成計、AGESセンサ、血管年齢測定器などをお借りして、来場者の健康チェックを実施
- **民間企業、団体との連携**
ねんりんピック鳥取大会で協力いただいた団体や地域貢献に協力していただける民間企業にブース出展を依頼する
- **まちの保健室との連携**
鳥取短期大学・鳥取看護大学グローバルセンターのご担当者様に確認中
- **学生ボランティア**
鳥取短期大学・鳥取看護大学グローバルセンターのご担当者様に確認中